

平成二十五年五月二十四日受領
答 弁 第 八 一 号

内閣衆質一八三第八一号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員辻元清美君提出「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曾根元総理の「取
計」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曾根元総理の

「取計」に関する質問に対する答弁書

一について

慰安婦問題について平成三年十二月から平成五年八月までの間に政府が行った調査においては、御指摘の資料を含め、個別具体的な資料の一つ一つについていかなる調査を行ったかについて確定的に申し上げることは困難であるが、当該資料の中に慰安所に関する記述があることは承知している。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）四の2及び3についてでお答えしたとおりである。

三から六までについて

御指摘の資料の中に御指摘のような記述があることは承知しているが、当該資料は防衛省防衛研究所が所有者からの提供を受けて保管し、一般に公開しているものであり、当該記述の事実関係や具体的内容について政府として把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。